

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

農振計画の見直しについて

町では平成31年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを予定しています。そのため、平成31年度は農用地区域からの除外申請などの受け付けを一時中断する見込みです。平成30年度の受付期間は4月と10月ですので、申請を予定している方はお早めにご相談ください。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は**4月2日(月)から4月27日(金)までです。**
※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

平成30年度経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金単価

平成30年度水田活用の直接支払交付金単価の案が決まりましたのでお知らせします。なお、産地交付金2階部分の単価や交付要件については、国の承認により正式

な決定となるため内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

(単位:円/10a)

対象作物および助成区分等		全国一律単価 1階部分	産地交付金 2階部分(以内)	合計金額(以内)
大豆	10ha集積+6ha団地	35,000	20,000	55,000
	10ha集積+3ha団地	35,000	15,000	50,000
	10ha集積	35,000	6,000	41,000
	10ha未滿	35,000	0	35,000
麦		35,000	0	35,000
飼料作物		35,000	0	35,000
加工用米	複数年契約(3年契約) ※28年からの3年契約のみ対象	20,000	12,000	32,000
	上記以外	20,000	0	20,000
飼料用米 米粉用米	多収品種	55,000~105,000	12,000	117,000
	多収品種以外	55,000~105,000	0	105,000
WCS		80,000	0	80,000
そば・なたね		0	20,000	20,000
①美郷ブランド10品目		0	33,000	33,000
②美郷町振興野菜		0	22,000	22,000
③その他野菜		0	6,000	6,000
野菜・花き50a団地(上記①②③に対する加算)		0	3,000	3,000
果樹(新植5年後まで)		0	11,000	11,000
たばこ・小豆等		0	6,000	6,000
生薬		0	40,000	40,000
耕畜連携助成(わら利用・資源循環)		0	4,000	4,000
地力増進作物(ほ場整備)		0	20,000	20,000

※平成30年度から麦集積・乾燥調製施設共同利用と二毛作助成は対象外となります。

その他不明な点については下記までお問い合わせください。

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908

美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

募集内容●事務補助員 1名
勤務場所●美郷町役場農政課
業務内容●データ入力作業等
雇用期間●4月1日(日)～平成31年3月31日(日)
勤務時間●午前8時30分～午後4時30分
資格等●パソコン操作(Word・Excel等)のできる方

賃金●時給760円
加入保険等●健康保険、厚生年金、雇用保険、交通費支給
申込期限●3月12日(月)
応募方法●応募はハローワークを通じて行ってください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908

美郷町農業施策説明会を開催します

日時●3月23日(金) 午前10時～正午
会場●美郷町公民館 ホール

対象者●町内の農業者等
内容●平成30年度の農業施策について
東北農政局秋田支局、秋田県仙北地域振興局、
美郷町地域農業再生協議会

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

目指せ!

生薬の里、美郷

平成30年度の生薬栽培について

平成30年度の生薬栽培(カンゾウ、キキョウ、エイジツ)に取り組みたい方を募集します。
生薬栽培を希望する方は下記の条件を確認し、3月末まで農政課へご連絡ください。

■栽培希望条件 圃場条件等 (共通事項)

- ・水田、畑地等で日当たりが良く、水はけの良い土壌であること。
- ・無人ヘリ防除による農業飛散の恐れがないこと。
- ・除草剤等の農薬が使用できないため、手作業による除草作業が可能であること。(定植後から発芽までの間の除草作業が特に重要です。マルチ○)
- ・取りまとめ後、圃場確認、土壌検査、土づくり作業が可能であること。
- ・誓約書、栽培記録を提出できること。
- ・その他生薬栽培に必要な事項について同意できること。

■その他

生薬栽培に取り組んだ場合、栽培面積に対して助成事業があります。美郷町生薬栽培支援事業補助金(40,000円/10a)(H29.9.1現在)

各生薬の詳細については下記までお問い合わせください。また、町では薬用植物栽培勉強会を随時開催しています。生薬栽培をしてみたい方、興味のある方のご参加をお待ちしています。

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例申請の継続について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方には、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。同じ学校に在学中の方は、このハガキに必要な事項を記入して返送していただくと平成30年度の申請が

できます。(学生証の写しや在学証明書は不要です。) また、平成30年度は保険料の納付を希望される方については、納付書を作成して送付しますので、大曲年金事務所までお問い合わせください。

問●大曲年金事務所 ☎0187(63)2296